

市政に対する要望書の提出について

各自治会から要望があった場合、担当部署において対応をしているところですが、事務の効率化や迅速に回答できるように、以下のとおりとさせていただきますので、御理解と御協力をお願いします。

<提出にあたって>

- ◇要望事項は、地域における市民生活の向上に必要と認められる重要な事項とし、**総会や役員会等を経て、自治会の総意**として、別紙様式により提出期限までに提出ください。
- ◇要望書は**1枚の用紙に1件**としてください（担当課が異なる場合があるため）。
- ◇要望箇所がわかるようA4サイズで**位置図、参考資料（現況写真等）をクリップ留め**にて添付ください。
- ◇**過去に要望いただいた案件**は、緊急性や重要性、経済的効果などに基づいて取り扱いを決定していますので、継続して要望書を提出される場合は、**担当課に状況をお問い合わせの上**でお願いします。

<提出期限>

- ◎**予算措置を伴う国、県、市に関する要望** **9月末日まで**
（次年度予算に反映できるようにするため、可能な限り期限内に提出ください。）
- ◎**公安委員会に関する要望** **随時**
（年度初めにこれまでに提出いただいた要望について、一括要望致します。）
- ◎**道路陥没など緊急を要する事項や簡易な内容については、迅速に対応しますので、直接担当課へ御連絡、御相談ください。**
（担当課が不明な場合は、まちづくり協働課へ連絡いただきましたらお繋ぎ致します。）

<その他>

- ◇自治会への「補助金等支援制度」については、「まちづくり資料集」に担当課の連絡先も含めて掲載しておりますので、直接お問い合わせください。
- ◇地元で管理いただいている法定外公共物（道路、河川などの公共物のうち、道路法、河川法、海岸法などの管理に関する法律の適用又は準用を受けないもの）については、「まちづくり資料集」に掲載の土木工事等補助金（道路・河川整備事業補助、まちづくり建設資材支給事業補助）を御活用ください。
※法定外公共物：一般的には、里道（赤線）・水路（青線）と呼ばれています。
- ◇「公安委員会、国、県に対する要望」については、関係機関と協議を行い、その状況や見込みについてわかる範囲で自治会へ回答致します。
 - 公安委員会に関すること。（信号機、横断歩道、一旦停止、標識の設置、交通規制等）
 - 国、県に関すること。（国道、県道、一級河川等）
- ◇国、県、市以外への要望については、原則的にそれぞれの機関に直接御連絡ください。